

琉球大学大学院農学研究科における長期履修制度実施要項

(趣旨)

第1条 本要項は、琉球大学大学院農学研究科規程第7条に基づき、琉球大学大学院 農学研究科における長期履修制度（亜熱帯実践農学カリキュラムを含む。以下同じ。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 職業を有している等の事情により、標準修業年限2年では、大学院の教育課程の履修が困難な学生を対象とし、事情に応じて標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することにより学位を取得できるようにすることを目的とする。

(出願資格)

第3条 長期履修学生の出願資格は、次のいずれかに該当する者とする。ただし最終学年は除く。

(1) 職業を有する者

(2) 育児、出産、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者

(3) その他やむを得ない事情により標準修業年限で修了することが困難であると研究科が認めた者

(計画的履修)

第4条 長期履修を希望する者は、あらかじめ指導教員に、長期履修の必要性、履修計画を相談し、その承諾を得なければならない。

(出願手続)

第5条 長期履修の出願手続は、次の各号に掲げる時期に長期履修申請書（様式1）を提出するものとする。

(1) 新入学生は、入学手続期間内

(2) 在學生は、2月1日から2月末日まで

(履修期間)

第6条 長期履修学生の履修期間は、3年間又は4年間とする。なお、長期履修を認める期間は1年単位とする。

(授業料)

第7条 長期履修学生の授業料は、国立大学法人琉球大学料金規程第2条第2項による。

例：長期履修学生の年間授業料＝通常の年間授業料×標準修業年限÷長期履修期間の年数

(長期履修期間の延長)

第8条 長期履修期間の延長はできない。

(長期履修期間の短縮)

第9条 長期履修を必要とする理由が消滅し、標準修業年限で修了が見込める場合は、長期履修短縮申請書（様式2）により長期履修期間を短縮することができる。短縮は1年単位とする。

なお、短縮が認められた場合は、短縮にかかる授業料の差額を納入しなければならない。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

様式1 (第5条関係)

長期履修申請書

平成 年 月 日

農学研究科長 殿

_____ コース

学籍番号 (受験番号) _____

氏名 _____

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学年月日	平成 年 月 日	
長期履修 申請期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (年間)	
現住所	〒 電話番号	
勤務先	名称・ 職種等	
	所在地	〒 電話番号
理 由		
履修計画		
指導教員の所見	署名 _____ 印 _____	

様式2 (第9条関係)

長期履修短縮申請書

平成 年 月 日

農学研究科長 殿

_____ コース

_____ 学籍番号

_____ 氏名

下記のとおり長期履修の短縮を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
許可済の履修期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (年間)
短縮後の履修期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (年間)
短縮の理由	
短縮後の履修計画	
指導教員の所見	署名 _____ 印 _____